



社協マスコット ふくっぴー

# 会員（会費） ご協力のお願い

社会福祉協議会は皆さまの会費で運営されています

## ●会員募集と会費納入お願いの趣旨

社会福祉協議会（以下、「社協」）は、社会福祉法という法律の中で、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられています。地域住民の皆さまのほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人などの社会福祉関係者、保健・医療・教育・防犯・防災をはじめとする地域で活動されている様々な関係機関の参加・協力のもと、誰もが自分らしく地域で安心して暮らし続けるための『習志野（ちいき）』の実現のために、様々な活動を行なっています。

地域福祉活動を推進するためには、財源が必要です。習志野市にお住まいの皆さま及び法人・団体等の皆さまには、社協の地域福祉活動にご賛同いただき、ぜひ会員になっていただきますとともに、社協活動へのご参加、そして会費納入にご協力くださいますようお願いいたします。

## ●会員の種類

種類	会員になる方	会費	納入の方法
一般会員	習志野市に居住する世帯の世帯主さま	年会費 500円(世帯)	社協支部から町会等を通じてご協力いただいております。
特別会員	個人・法人・団体の皆さま	年会費 1,000円 以上	社協支部を通じて、個人の皆さま、事業主等の皆さまにご協力いただいております。 ※事務局でもお受けしております。

## ●会費の使いみち 平成30年度(2018年度)の一般会費・特別会費(決算) 16,271,807円

皆さまからの会費は、住民同士のささえあいによる地域福祉活動推進のために、大切に使用させていただきました。ありがとうございました。

### ■社協支部活動のために 14,103,651円

地域福祉の推進役として、各地域に支部を設置しています。

全16支部（谷津・津田沼・鷺沼・鷺沼台・藤崎・大久保・屋敷・実籾・東習志野・花咲・袖ヶ浦・香澄・秋津・津田沼北部・本大久保・谷津西部）の地域福祉活動をきめ細やかに進めるための運営費として使わせていただきました。

☆16支部（約700名）の支部関係者が、地域の実情に合わせた様々な事業を展開し、地域福祉を推進しています。



### ■広報啓発のために 1,233,565円

広報紙「ふくし習志野」（年4回発行）の、4月1日号及び臨時号の発行費用として使わせていただきました。「ふくし習志野」では、社協の事業や、地域で行なわれているさまざまな活動を紹介しています。



### ■その他の福祉のために 934,591円

地域福祉の推進に貢献された団体や個人を顕彰する「福祉功労者顕彰式」の費用や、「習志野市遺族会」会員に対し、戦没者への哀悼の意を表すための諸経費として使わせていただきました。また、地域福祉を推進するために使わせていただきました。

●令和2年度（2020年度）会費は、社協支部から町会等を通じて、ご協力のお願いにお伺いします。

## ●社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、当会の趣旨にご賛同いただいた住民の皆さまや、法人・団体等の皆さまのご参加をいただきながら運営されている会員組織による社会福祉法人です。

社会福祉協議会は、通称「社協（しゃきょう）」と呼ばれています。

社協は、社会福祉法第109条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人で各都道府県・市町村に設置されています。

社会福祉法人としての「自主性」と、住民の皆さまや社会福祉の関係者の皆さま、法人・団体の皆さまに支えられた「公共性」という2つの側面をあわせ持っています。

「住み慣れた地域で、安心して暮らしたい」という願いは、誰しも共通の想いではないでしょうか。

ますます複雑、多様化する福祉の需要に応えていくためには、法律のみではなく地域住民同士のたすけあいが必要であり、それによってきめ細やかな真の福祉を得ることが出来ると考えます。

社協は、住民の皆さまのお力を活かしながら、「人と人とのたすけあい」の精神で、自分たちの手で解決していく地域福祉を推進する役割を担っています。

## ●社会福祉協議会が行なっている主なサービス

習志野市社協では、「向こう三軒両隣 困ったときの ささえあい」を基本にさまざまなサービスを行なっています。

その中から、社協をより身近に感じていただけるよう、皆さまに関わりの深いサービスを中心にご紹介させていただきます。（青文字は社協支部が行なっているサービスの一例です。）

### 高齢者



- ひとり暮らし老人食事サービス
- 車イスのまま乗車できる福祉車輛の貸出
- 成年後見制度に関する相談
- ★ 福祉サービス利用援助事業

### 子育て支援

#### ●子育てサロン



#### ●ふくっぴーファミリーサロン



### どなたでも

- ふれあい・いきいきサロン
- 住民参加型家事援助等サービス
- 心配ごと相談所
- 生活福祉資金の貸付
- ボランティア相談・紹介
- 車イスの貸出



### 障がい者



- 車イスのまま乗車できる福祉車輛の貸出
- 当事者団体等への助成
- 成年後見制度に関する相談
- ★ 福祉サービス利用援助事業

### ★ 福祉サービス利用援助事業とは？

高齢の方や、障がいのある方を対象に、さまざまな福祉のサービスを利用するための手続きや、日常的な金銭管理を代わりに行ない、地域で安心して暮らすことができるようお手伝いしています。

#### ～こんなときはご相談ください～

- ・介護保険の利用の方法がわからない。
- ・公共料金や家賃の手続きが自分でできない。
- ・通帳や年金証書をどこに置いたか忘れてしまう。



社協は福祉の総合相談窓口です。

まずは、ご相談ください。 ☎047-452-4161